

日南市立飫肥小学校

いじめ防止基本方針

「かしこく」「やさしく」「たくましく」
～生き活きと躍動する飫肥っ子の育成のために～

◆ はじめに ◆

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。こうした中、今一度、すべての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。本校全職員は、すべての児童が生き活きとした学校生活を送れるよう願っています。そのために全力を尽くします。

◆ もくじ ◆

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念……………1
- 2 いじめの定義……………1
- 3 いじめ防止のための組織……………1

第2章 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方……………3
- 2 いじめ防止のための措置……………3

第3章 いじめの早期発見

- 1 基本的な考え方……………5
- 2 いじめのサイン……………5
- 3 いじめの早期発見のための措置……………6

第4章 年間計画……………7

第5章 組織対応

- 1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ……………8
- 2 いじめ発見時の緊急対応……………9
- 3 いじめが起こった場合の児童への対応……………9

第6章 ネット上のいじめの対応

- 1 基本的な考え方……………11
- 2 ネット上のいじめとは……………11
- 3 未然防止のためには……………11
- 4 早期発見・早期対応のためには……………12

第7章 その他の留意事項

- 1 組織的な対応……………13
- 2 校内研修の充実……………13
- 3 公務の効率化……………13
- 4 学校におけるいじめの防止等の取り組みの点検・充実……………13
- 5 地域や家庭との連携について……………13
- 6 関係機関との連携について……………13

第8章 重大事態への対処……………14

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。全教職員が、いじめはもちろんのこと、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることも絶対に許されないという姿勢をもって指導し、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる態度を示すことが大切である。そのことが、いじめの発生や深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、教育目標である「かしこく」「やさしく」「たくましく」～生き活きと活動する饂飩っ子の育成～に基づき、豊かな心の育成を重視した教育を行っている。全ての児童の健全な成長のために人権教育に重点を置き、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、いじめ問題の本校の目標を「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえて、いじめ問題に対して、組織的に、万全の体制で臨む」と設定し、ここに「饂飩小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

(2) 具体的ないじめの態様

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な事案や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な事案が含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報するなど、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめに対する教職員の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

いじめに対して、教職員が認識する基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは、学校、家庭、地域社会等、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

いじめに対して、教職員がとる基本姿勢としては、以下のことを確認する。

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童や知らせた児童をしっかり守る。
- いじめはどの子にでも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一扫を目指す。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

■ 「児童理解委員会」

いじめの防止等を実効的に行うため、「※児童理解（いじめ不登校対策）委員会」を設置する。（※ 以下、「児童理解委員会」と表記する。）

なお、月1回の全職員による全体会を定例会とし、児童へのアンケート調査結果や教育相談をもとに報告会を実施する。いじめ事案発生時は、下記の構成員で緊急に開催する。

(2) 構成員

■ 学校長 ■ 教頭 ■ 事務主任 ■ 教務主任 ■ 生活指導部長
■ 生徒指導主事 ■ 養護教諭 ■ 学年主任 ■ 担任 ■ 関係教職員
■ 特別支援教育コーディネーター

(3) 取組内容

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの事実確認・対応方針の決定
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修の企画・立案
- ⑤ 調査結果・報告等の情報整理・分析
- ⑥ 年間計画の企画と実施
- ⑦ 各取組の有効性の検証
- ⑧ 緊急対応

第2章 いじめの未然防止

1 基本的考え方

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事活動等それぞれの特質に応じ総合的に推進する必要がある。これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築けるように、全教職員は目的意識をもって日々取り組まねばならない。また、児童の望ましい人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめの未然防止のための措置

(1) 望ましい人間関係の構築

いじめは、どの児童にも、起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童をいじめに向かわせることのないように、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ■ 授業での話し合い・学び合い活動の充実 | ■ スピーチ活動の充実 |
| ■ 縦割り清掃活動の実施 | ■ 体育委員会計画による遊び活動 等 |
| ■ あいさつ運動・ボランティア活動の推進 | |
| ■ 縦割り班活動の実施(お別れ遠足) | |

(2) いじめを許さない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されない」ことの意味を理解を、発達の段階に応じて促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(3) わかりやすい授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることがあることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。

(4) ストレスに対処できる力の育成

いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

(5) 自己有用感や自己肯定感の育成

奉仕活動や体験活動等の他者との交流体験を通して、他者を好意的に受けとめたり、他者との絆や社会とのつながりを感じとれたりするような「自己有用感」「自己肯定感」を育成する学校生活づくりを進めていく。また、学年・学級の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

(6) 人権教育の充実

児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(7) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

児童たちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱う。

(8) 保護者や地域との連携

家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- P T A 総会での学校の方針説明
- 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告
- 学校公開（オープンスクール）の実施
- 保護者を対象とした研修会の開催

(9) 教職員の留意事項

教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

2 いじめのサイン

(1) いじめられた児童のサイン

- 遅刻や欠席が増え、その理由がはっきりしない。
- 先生と視線が合わない。
- 体調不良を訴え、保健室の利用が多くなる。
- 忘れ物が多くなる。
- 机の周りが散乱している。
- 衣服や持ち物が汚れている。
- 持ち物にいたずらされたり、なくなったりする。
- ふざけ合っているように見えるが、表情がさえない。
- 一人でポツンといることが多い。
- グループをつくるときに孤立している。

(2) いじめた児童のサイン

- 仲間でひそひそ話をしている。
- 先生が来ると不自然に分散する。
- 自己中心的で集団の中心にいる。

(3) 教室でのサイン

- いやなあだ名が聞こえる。
- 特定の児童の隣の席になることを嫌がる。
- 何か起こると特定の児童の名前が挙がる。
- いたずら書きがよくある。
- 教室が異様に散らかっている。

(4) 家庭でのサイン

- 学校のことを話さなくなる。あるいは友達の不平・不満をよく口にするようになる。
- 学校に行きたくないと訴えることが多くなる。
- 電話に出たがらなかったり、おびえたりする。
- 遊ぶ相手が急に変わる。
- 理由のわからない衣服の汚れや擦り傷・打撲などのけががある。
- 学習時間が減り、成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、落書きされたりする。
- 家庭のお金を取ったり、大きな額の金額をほしがったりする。

3 いじめの早期発見のための措置

(1) 児童の立場に立った、共感的な理解

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童たちの言葉をきちんと受けとめ、児童たちの立場に立ち、児童たちを守るという姿勢が大切である。

集団の中で配慮を要する児童たちに気付き、児童たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めるように努める。

(2) 日々の観察

学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。また、いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。休み時間の児童の様子に目を配るなど、日常的に児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。

(3) 生活ノート

生活ノートや連絡帳等の活用により、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。教育相談等で得た児童の個人情報については、十分に配慮し適切に扱うものとする。

(5) 情報の共有

上記アンケート結果や教育相談の他、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

- 職員会議での情報の共有(月1回、全職員による児童理解委員会の実施)
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(6) 巡回相談員

巡回指導員の派遣を受けて、児童が日頃から担任には言いづらい悩みや相談事を訴えやすい場を設定し、児童への周知を図る。

(7) 家庭との連携

家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。

(8) 地域の協力

民生委員や児童委員、登下校の見守り隊、児童会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努める。

(9) 体制の点検・整備

児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、児童および保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。

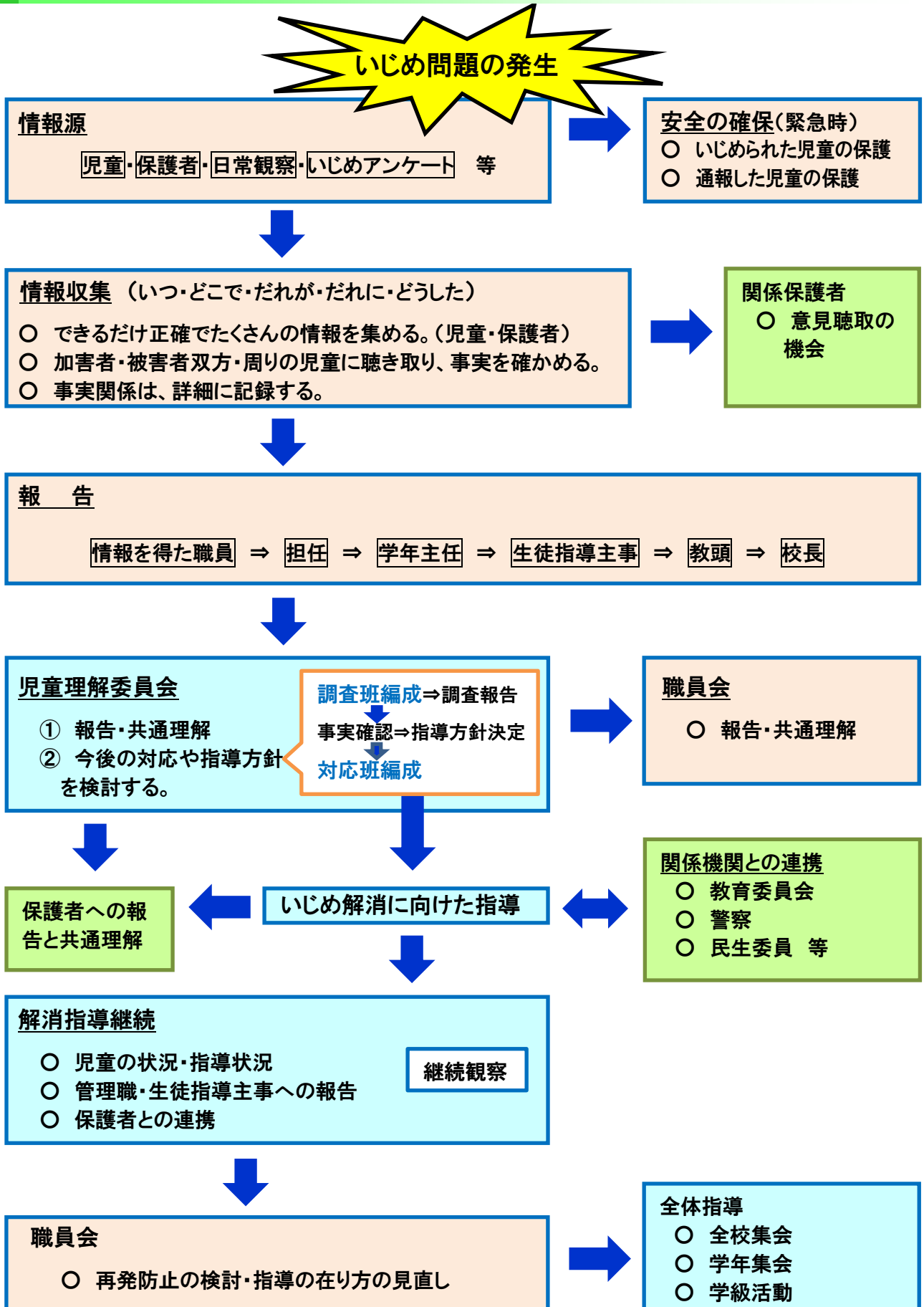
第4章 年間計画

平素からいじめ未然防止や早期発見の大切さについての共通理解を図るため、全教職員・児童に対して「いじめ防止」のための取組を以下のように組織的に行う。

	いじめ防止のための措置		いじめの早期発見の措置	その他
	児童が 主体となった活動	教職員が 主体となった活動	児童理解委員会が 主体となった活動	
4月		■PTA総会での方針説明	■年間活動計画の検討	
5月	■春の遠足 ■児童総会	■教育相談週間の設定 ■保護者を対象とした研修会の開催(参観日)	■悩みアンケートの実施・分析	
6月	■代表委員会	■教育相談週間の設定	■悩みアンケートの実施・分析	
7月	■スピーチ大会	■参観日(学級懇談)		
8月	■小中合同ボランティア活動	■外部講師による研修会の実施		■小中合同研修会
9月		■教育相談週間の設定 ■参観日(学級懇談)	■悩みアンケートの実施・分析	
10月	■秋季大運動会 ■スピーチ大会 ■図書館祭り ■秋の遠足 ■代表委員会	■教育相談週間の設定	■悩みアンケートの実施・分析	
11月		■教育相談週間の設定	■悩みアンケートの実施・分析	■小中合同研修会
12月		■人権週間の設定 ■教育相談週間の設定、 ■外部講師による学習会(高学年対象) ■参観日(学級懇談)		
1月		■教育相談週間の設定 ■参観日(学級懇談)	■悩みアンケートの実施・分析	
2月	■代表委員会	■教育相談週間の設定 ■参観日(学級懇談)	■悩みアンケートの実施・分析	■小中合同研修会
3月	■お別れ遠足(全校レクリエーション)		■年間活動の総括	
通年	■学級活動(話し合い活動) ■縦割り清掃活動の実施 ■ボランティア活動の推進 ■あいさつ運動の推進 ■体育委員会による遊び活動 ■体力向上活動 ■スピーチ活動 ■異学年交流活動 ■スマイル集会	■わかる授業の展開 ■話し合い・学び合い活動を取り入れた授業の充実 ■職員相互の授業研究会の実施(職員研修計画による) ■学校通信を活用した、いじめの防止活動の報告・啓発 ■道徳教育や情報モラル教育の時間設定	■職員会議での情報の共有 ■過去のいじめ事例の蓄積	■警察署との連携
月1回	■集団下校		■児童理解委員会(全職員)の実施	■市教育委員会への報告

第5章 組織対応

1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

(1) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。

状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいていねいに行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

(3) 把握すべき情報

- ◆ 誰が誰をいじめているのか?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで起こったのか?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたのか?・・・・・・・・・・・・・・【内容の確認】
- ◆ いじめのきっかけは何か?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【背景と要因の確認】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【時期・期間の確認】

3 いじめが起こった場合の児童への対応

(1) いじめられた児童に対して

ア 児童に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ いじめられた児童の保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた児童に対して

ア 児童に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

イ 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの児童に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることになることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携について

本校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

(2) 出席停止・転学退学措置について

他の児童の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、児童理解委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の懲戒処分の措置を検討する。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からだけではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設ける事もある。

また、いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた児童に対し転学や退学について弾力的に対応する。

学校教育法第35条

- 1 公立の小・中学校において、性行不良であって他の児童の教育の妨げがあると認める児童があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童の出席停止を命じることができる。
 1. 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 2. 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 3. 施設又は設備を損壊する行為
 4. 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に關し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(3) 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合は直ちに通報する場合がある。

第6章 ネット上のいじめへの対応

1 基本的な考え方

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

2 ネット上のいじめとは

(1) ネット上のいじめの定義

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

(2) 具体的ないじめの態様と危険性

■ メール上でのいじめ ■ ブログでのいじめ ■ チェーンメールでのいじめ

■ 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■ SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)でのいじめ

掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■ 動画共有サイトでのいじめ

一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

3 未然防止のためには

(1) 児童への情報モラルに関する指導

総合的な学習の時間や教科、学級活動などにおいて、インターネットの特殊性による危険や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行い、情報モラル教育の充実を図る。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

(2) 外部講師による指導

高学年児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施する。

(3) 家庭への指導

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- 特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子供たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

(4) 職員研修

インターネット利用に関する職員研修を実施する。

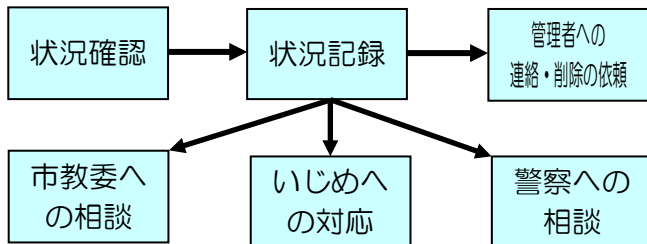
4 早期発見・早期対応のためには

(1) 被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多いため、警察等の専門機関との連携を図る。
- 情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう。

(2) 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。

- 被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。



(3) 児童への指導のポイント

ネット上のいじめが発覚したときのみならず、普段から指導しておくことが大切である。

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

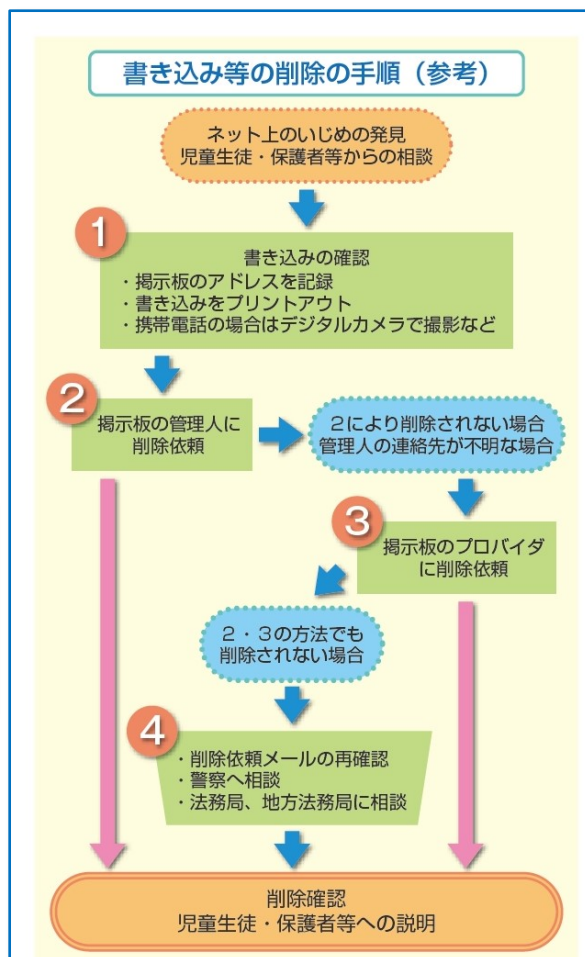
(4) 対応に困ったら

- ◆ 宮崎県ネットいじめ目安箱 ◆

<http://meyasubako.miyazaki-c.ed.jp/>

- ◆ 宮崎県警察本部サイバー犯罪対策室 ◆

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/police/high-tech/tokuchou.htm>



【「兵庫県いじめ対応マニュアル」より】

第7章 その他の留意事項

1 組織的な対応

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、「児童理解委員会」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

2 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

3 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

4 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料(http://himuka.miyazaki-c.ed.jp/seisakuka/seitoshidou/seitoshidou_index.html)」や日南市の「いじめ防止基本方針」等の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

5 地域や家庭との連携について

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携を促進し、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

6 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、関係機関と、情報交換だけでなく一体的な対応をしていく。

- ① 教育委員会との連携
 - ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・ 関係機関との調整
- ② 警察との連携
 - ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・ 犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係との連携
 - ・ スクールソーシャルワーカーの活用（市教育委員会への依頼）
 - ・ 家庭の養育に関する指導・助言
 - ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - ・ 精神保健に関する相談・精神症状についての治療、指導・助言

第8章 重大事態への対処

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（日南市いじめ問題対策委員会）に協力する。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の商品を奪い取られた場合など
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

改訂年月日：平成 28 年 11 月

◆ 参考文献 ◆

- 宮崎県いじめ防止基本方針
- 日南市いじめ防止基本方針
- 三股町立梶山小学校いじめ防止基本方針
- 兵庫県いじめ対応マニュアル